

3 東 嶼 一 組 発 第 34 号
令 和 3 年 4 月 27 日

八丈島処分場トラックスケール更新工事
入札参加者各位

東京都島嶼町村一部事務組合
管理者 三 辻 利



八丈島処分場トラックスケール更新工事入札に係る質問に対する回答について

令和3年4月23日までに受領した質問及び質問に対する回答については下記の通りです。

記

質問1 特記仕様書3ページ項目7記載事項について

弊社が受注させていただいた場合、既存トラックスケールの解体は、既存トラックスケールが（ボルト、ナット）で組立されている箇所は解体になり、ガス溶接等を用いる鉄骨の溶断作業は行えません。それでも問題が無いでしょうか？

回答

受注者の事情によらず、本仕様には収集・運搬に伴う既設品の解体作業を含みます。なお、既設品の解体方法について指定はありません。

質問2 特記仕様書3ページ項目8記載事項について

弊社が受注させていただいた場合、既存トラックスケールは解体と、現地（敷地内）への撤去のみまでになり、（収集・運搬・処分）作業は行えません。それでも問題無いでしょうか？

回答

特記仕様書に記載のとおりです。

質問 3 特記仕様書 12 ページ項目 15 記載事項について

弊社が受注させていただいた場合、既存データ移行は、既存データの移行が可能な場合に限り、既存のデータ移行を行わせていただくのと、その場合においても事前に既存データの保存品（PC等）を、事前に弊社等へ送っていただくのと、既存のデータの移行が可能な場合に限るものとなります。それでも問題無いでしょうか？

回答

受注者の事情によらず、移行する既存データについては発注者が提供する既存データの全てとなります。なお、既存データの提供方法は電子データもしくは紙媒体によるものとし、電子データが破損している場合は紙媒体での提供となります。また、本件契約後において既存データ保存品（紙媒体を含む）の事前提供は可能です。

以上

〒105-0022 東京都港区海岸一丁目4番15号
東京都島嶼町村一部事務組合 総務課
TEL 03-3432-4961
FAX 03-3433-1929